

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月28日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高下 貞二
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目4番4号
【電話番号】	06 6365 4105
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
【電話番号】	03 5521 0521
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 人事部長 竹友 博幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,023,750,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門二丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年7月28日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	750,000株	1,023,750,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	750,000株	1,023,750,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,365	-	100	平成28年8月25日～ 平成28年8月31日	-	平成28年9月6日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
積水化学工業株式会社 大阪本社 人事部人事グループ	大阪市北区西天満二丁目4番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,023,750,000	-	1,023,750,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,023,750,000円については、平成28年9月6日以降、主に買掛金の支払い等の運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成28年7月28日現在）

	割当予定先	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬B I P信託口・75930口）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与E S O P信託口・75931口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成28年7月28日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、預金・借入取引があります。
技術または取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、預金・借入取引及び信託銀行取引があります。

<役員報酬B I P信託・株式付与E S O P信託の内容>

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）及び株式付与E S O P信託契約（以下、「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を締結し、B I P信託、及びE S O P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託及びE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先はそれぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75930口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75931口）」といたします。

概要

B I P（Board Incentive Plan）信託とは、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者であるものを除く。）及び執行役員（国内非居住者であるものを除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象とし、取締役等の役位に応じて当社普通株式及び当社普通株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社普通株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬制度であります。

また、E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託とは、当社幹部従業員、当社子会社の代表取締役及び一部取締役並びに幹部従業員、当社持分法適用子会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社代表取締役（以下「幹部従業員等」という。）を対象とし、各対象者の役位に応じて当社普通株式等が交付等されるインセンティブ・プランです。

それぞれの制度において、制度対象者のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社普通株式の取得資金を拠出することにより各信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規則に基づき各信託の制度対象者に交付すると見込まれる数の当社普通株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

各信託は、各信託契約及び株式交付規則に従い、一定の受益者要件を満たす制度対象者に対して、役位に応じて決定される株数の当社普通株式等を交付等いたします。また、信託財産に属する当社普通株式に係る議決権行使に

ついて、B I P信託の場合には、信託期間を通じて議決権を行使しないものとし、E S O P信託の場合には、信託管理人の指図に従い、受託者は当社普通株式の議決権を行使します。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託に基づく信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、各信託についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、各信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」という。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75930口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75931口)」といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、各信託において生じる財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

(参考)各信託の主な内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する各制度対象者に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成28年9月1日(予定)
信託期間	平成28年9月1日～平成31年8月末日(予定)
議決権行使	(B I P信託) 信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。 (E S O P信託) 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社普通株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	(B I P信託) 477,750,000円 (E S O P信託) 546,000,000円
株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

信託から受益者に交付等する予定の株式の総数

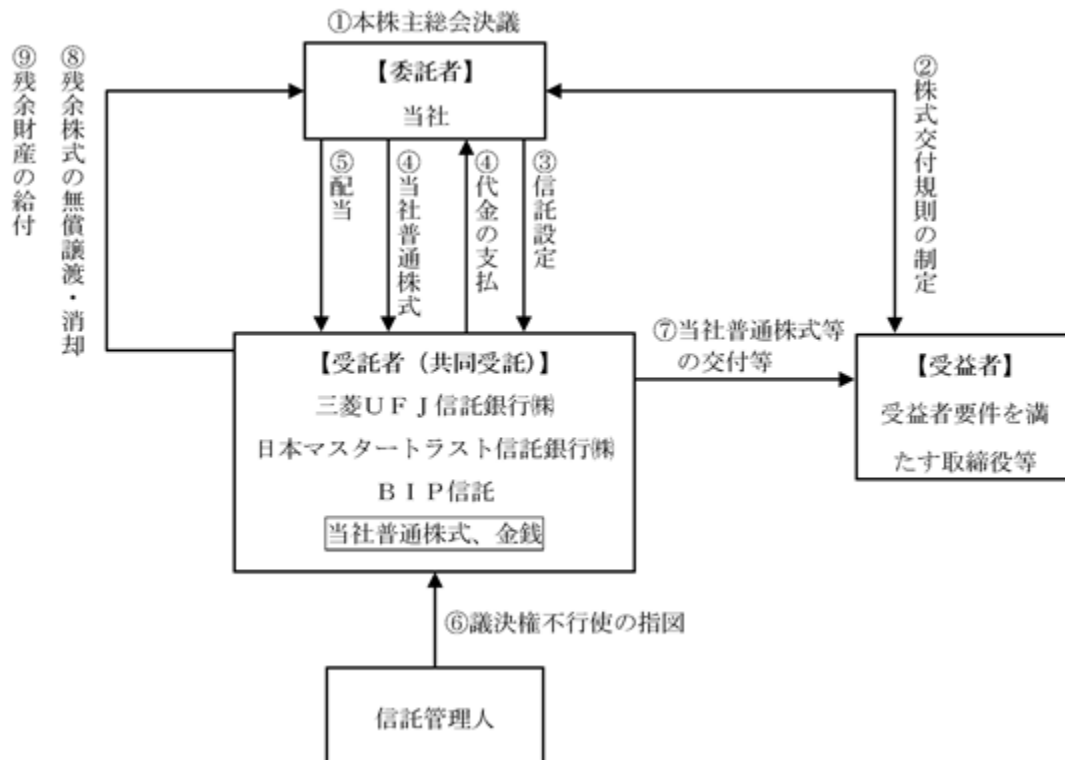
750,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。)

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75930口)	350,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75931口)	400,000株

各信託の仕組み

・ B I P 信託



当社は、平成28年6月28日開催の第94回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）においてB I P 信託の導入に関する役員報酬の承認決議を得ております。

当社は本制度の導入に関して、取締役会においてB I P 信託の導入に係る株式交付規則を制定します。

当社は の本株主総会決議及び取締役会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（B I P 信託）を設定いたします。

受託者は、信託管理人の指図に従い、 で抛出された金銭を原資として当社普通株式を当社から取得（自己株式処分）します。B I P 信託が取得する株式数は、 の本株主総会決議及び取締役会決議で承認を受けた範囲内とします。

B I P 信託内の当社普通株式に対しても、他の当社普通株式と同様に配当が支払われます。

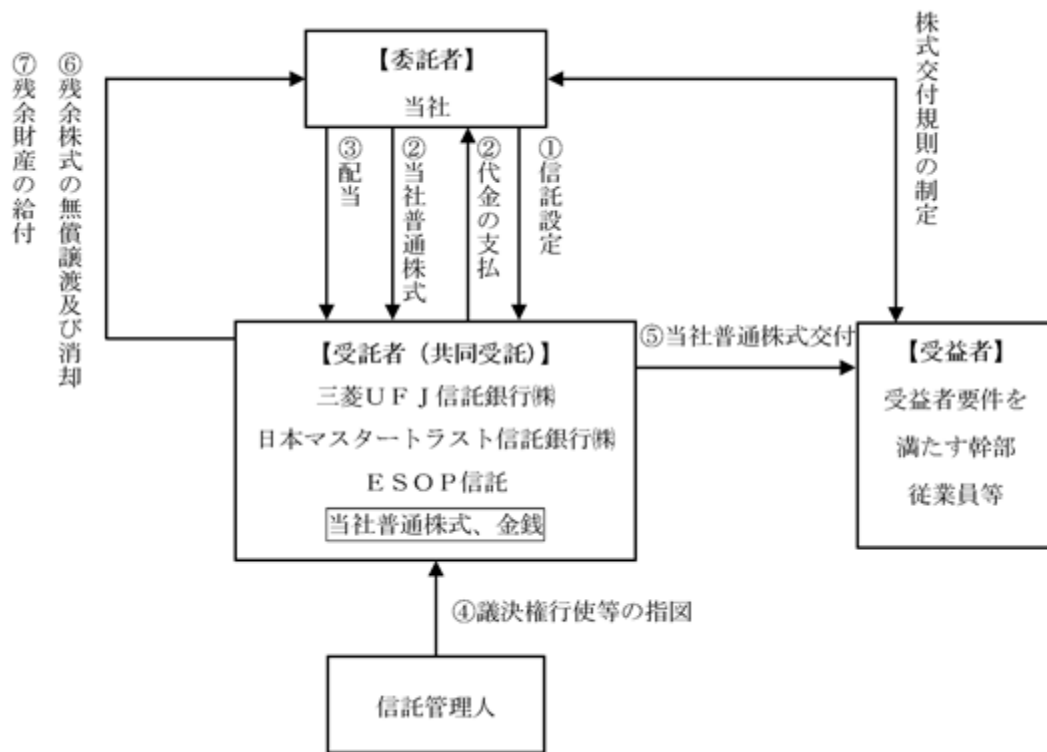
B I P 信託内の当社普通株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、取締役等に対し役位に応じ毎年一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を充たす当社の取締役等に対して、付与された累積ポイント数の一定の割合に相当する当社普通株式が退任時に交付され、残りの当社普通株式についてはB I P 信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとしてB I P 信託を継続するか、または、B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行うこととします。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金額を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

・ E S O P 信託



当社は E S O P 信託契約に基づき、受託者へ金銭を拠出し、受益者要件を充たす幹部従業員等を受益者とする信託を設定いたします。

E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、 E S O P 信託に拠出された金銭を原資として当社普通株式を当社（自己株式処分）から取得します。

E S O P 信託内の当社普通株式に対する剰余金の分配は、他の当社普通株式と同様に行われ、制度に必要な費用等に充当されます。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、 E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託期間中、幹部従業員等は、当社の株式交付規則に従い、毎年一定のポイント付与を受けます。一定の受益者要件を充たす幹部従業員等に対して、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社普通株式が毎年交付され、残りの当社普通株式については E S O P 信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

E S O P 信託の清算時に残余株式が生じた場合、 E S O P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

本信託終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金額を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等及び幹部従業員等を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い株式報酬制度導入を検討してきました。

このような状況下において、資金取引・証券代行取引等多岐にわたり取引があり、本制度の受託実績が多く、コンサルティング内容が充実した三菱UFJ信託銀行株式会社より各信託の提案を受け、諸点総合的に判断し、同社を委託先として選定いたしました。

なお、本制度においては前述の「役員報酬BIP信託・株式付与ESOP信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、それぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75930口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75931口)」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75930口)

350,000株

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75931口)

400,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75930口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75931口)」は、株式交付規則に従い算出した当社普通株式等を、一定の受益者要件を充たす取締役等にはその退任時に、幹部従業員等には毎年交付等を行うこととしています。

なお、信託財産に属する当社普通株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から各信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約にて確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、各信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社普通株式に係る議決権行使を含む一切の権利保全及び行使について、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、各信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、またはそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。信託管理人は、各信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権行使を行うため、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等についてウェブサイト及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題が無いこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、各信託契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、B I P信託及びE S O P信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、平成28年6月28日から平成28年7月27日(取締役会決議日の前営業日)までの東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である1,365円(円未満切捨て、平成28年7月27日終値(1,479円)との乖離率-7.71%)といたしました。直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することとしたのは、特定の一時点を基準にするのではなく、一定期間の平準化された値を採用することにより、一時的な株価変動など特殊要因による影響を排除することができ、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することがより合理的であると判断したためです。

当該価額は東京証券取引所における当社普通株式の取締役会決議前日(平成28年7月27日)の終値1,479円との乖離率-7.71%、取締役会決議前3ヶ月(平成28年4月28日から平成28年7月27日)終値の平均値である1,376円(円未満切捨て)との乖離率-0.80%、ならびに、同じく6ヶ月(平成28年1月28日から平成28年7月27日)終値の平均値である1,363円(円未満切捨て)との乖離率+0.15%となっております。なお、当該処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員が、本自己株式の処分は株式報酬制度導入を目的としており、当該処分価額が取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案して決定されたものであることから、取締役会の処分価額の決定は適正かつ妥当であり、会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合」には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75930口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75931口)に対する処分数量につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に当社取締役等及び幹部従業員等に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.15%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権数4,883,411個に対する割合0.15%)となります。

また、本自己株式の処分により割り当てられた当社普通株式は、株式交付規則に従い取締役等及び幹部従業員等に交付されるものであり、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
旭化成株式会社	東京都千代田区神田神保町1丁目105	31,039	6.36	31,039	6.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	24,883	5.10	24,883	5.09
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	19,681	4.03	19,681	4.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	15,216	3.12	15,216	3.11
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-88	11,998	2.46	11,998	2.45
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	11,946	2.45	11,946	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4丁目16-13)	9,462	1.94	9,462	1.93
積水化学グループ従業員持株会	大阪市北区西天満2丁目4-4	8,846	1.81	8,846	1.81
JP MORGAN CHASE BANK 385164 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	イギリス・ロンドン (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,970	1.63	7,970	1.63
PICTET AND CIE (EUROPE) S.A. (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	ルクセンブルク (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	7,735	1.58	7,735	1.58
	合計	148,778	30.47	148,778	30.42

- (注) 1 平成28年3月末日現在の株主名簿を基準としております。
2 所有議決権の割合は小数点第3位を四捨五入しております。
3 上記のほか当社保有の自己株式は、平成28年6月30日現在で24,630,521株ありますが、割当後23,880,521株となります。ただし、割当後の株式数には平成28年7月1日以降の単元未満株式の買取・買増、新株予約権の行使に伴う処分は含んでおりません。
4 割当先は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75930口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75931口)」となるため、上記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は増加いたしません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)平成28年6月28日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年7月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成28年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第94期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年7月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(平成28年7月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

積水化学工業株式会社大阪本社
(大阪市北区西天満二丁目4番4号)

積水化学工業株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門二丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。